

武蔵小杉合同法律事務所



NEWS
VOL.11
2018.1



年始のご挨拶

昨年10月、事務所旅行で韓国に行き、ナムムの家を訪ねました。

1991年8月、一人の女性の勇気ある証言が世界を変えました。

従軍慰安婦の最初の証言者、金学順(キムハクスン)さん。

その勇気に揺さぶられた多くの女性が彼女に続いて証言し、旧日本軍の戦時性暴力が白日の下に晒されたのです。一人の勇気は世界を変える。今その人物は天安市「望郷の丘」に静かに眠っています。

2015年12月、日本政府と韓国政府の合意により、日本軍の慰安婦問題は最終に解決されたとされました。しかし、この合意をどのように捉えるにせよ、従軍慰安婦問題は、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」であり、「このような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視して」(1993年河野

談話) いかなければならないことになりありません。それは、なにより、歴史の証言者たちの尊厳にかかわることなのです。

そのような思いを新たにしている矢先、サンフランシスコ市と姉妹都市である大阪市の市長が、サンフランシスコ市の慰安婦像の受け入れを理由として姉妹都市解消の手続きに入ったとの報道に接しました。今の日本には、過去の戦争犯罪を矮小化したり、否定したりする動きが活発化しています。それは、歴史の真実に目を背けるだけでなく、そこで生きた人々の尊厳を踏みにじるものであるというほかありません。

金学順さんの証言を最初に日本で報道した、元朝日新聞記者・植村隆さんの、歴史修正主義者らに対する裁判は、今年結審を迎えます。この裁判を金学順さんから歴史の証言者たちの尊厳を守るたかいた位置づけ、事務所をあげて闘って参ります。

弁護士 神原 元



3泊4日、事務所韓国旅行

10月4日から3泊4日で、武蔵小杉合同法律事務所の弁護士3名と事務員1名で、韓国旅行に行きました。

初日

まずは、ウエスティン朝鮮ホテルにチェックインし、ホテルの近くにある南大門市場を散策し、早速、おみやげの韓国海苔やチマチョゴリやパックなどを購入しました。

ランチは、事前に、事務員の松本さんが食べたいと言って調べてきた、チーズタッカルビを食べ、デザートに、ソルビンで韓国かき氷を食べました（大きいので一つだけ注文）。

夕方は、ノンバーバルパフォーマンスの「ナンタ」を観劇。見事な包丁さばきと激しい動きのパフォーマンスに心を奪われました。観劇後は、ソウルタワーまで歩き、ソウルタワーの展望台から、ソウルの夜景をみて、夕食は、参鶏湯を食べてその日を終わりました。

この日が、一番、観光らしい観光で、初日からやり終えた感がありました。

二日目

地下鉄とバスとタクシーを乗り継いで、ナムムの家（日本軍「慰安婦」歴史館）に行き、スタッフの方からお話を伺いました。ナムムの家には、従軍「慰安婦」に関する記録史料や、パネル、映像・写真など各種資料が充実しております。隣接する施設には、従軍「慰安婦」のハルモニたちが住んでおり、私たちが帰るころ、ちょうど散歩に出かけようとしていたハルモニたちと少しだけ会えました。



過去に年間約2,800人いた日本からの来訪者も、年々減ってきて、現在は100名足らずしか来訪されていないようですが、当時、慰安所で使用されていた金だらいや、「慰安所使用規定」や管理名簿なども見ることができて、非常に貴重な体験でしたので、是非韓国にご訪問される際にはお立ち寄りいただきたい場所です。

展示物の中には、慰安所で使用された木札があり、そこには「タマエ」「ヒロコ」などと日本名をつけられた「慰安婦」たちの呼称が書かれ、裏には小さく本名が書かれており、身体を陵辱されるだけではなく、名前まで奪われた当時の植民地支配の状況の一端を垣間見た気持ちになりました。

三日目

古い韓屋が立ち並ぶ仁寺洞にある韓国伝統茶屋でカフェをしたあと、三・一独立運動公園や景福宮を見学しました。

三・一独立運動公園（現タブコル公園、旧パゴダ公園）とは、1919年3月1日に、当時、日本の植民地支配に抵抗し、多くの市民が集まり、「独立宣言」が朗読された公園です。公園内には、独立宣言をしている様子や、韓国各地に広がっていった独立運動の様子、憲兵に踏み潰される朝鮮人、抗う朝鮮人の様子などが描かれたレリーフが建っています。今は、市民の憩いの場となっているようです。

景福宮は、1395年に創建された朝鮮王朝の王宮です。1592年に豊臣秀吉による壬申倭乱により全焼し、1865年に約270年ぶりに再建されました。

日本植民地時代には、朝鮮総督府が建設されましたが、1996年には完全に撤去し、今もまだあちこちの箇所ですべて復元工事がされています。

チマチョゴリや韓服を着ると入場料が無料になるとのことで、華やかな色



とりどりのチマチョゴリを着て歩いている人をたくさん見かけました。

四日目

最終日は、南北境界線ツアーに参加。朝鮮民主主義人民共和国が韓国侵攻のために削掘したといわれている「第3トンネル」や南北会談が行われた「板門店」（昨年発生した脱北兵の事件があった場所）を見学しました。南北間の緊張関係が続いていますが、南北間を結ぶ鉄道路線の韓国内最北部にある都羅山駅から朝鮮民主主義人民共和国に伸びている線路や南北に引き裂かれた朝鮮半島を「統一」しようと人々が力を合わせて押しているモニュメントからは、やはり単なる敵国とは違う南北統一の意思を感じました。

さいごに

3泊4日の旅行で、バスやタクシーや地下鉄を駆使してたくさんの箇所を見学・訪問できましたが、ホテルのプールで泳いだり、スパでくつろいだり、ワインバーで歓談したり、朝早く起きて美味しいレストランで食べたり、韓国の宮廷料理を食べたりと、充実した韓国旅行でした。途中、バスを降りそこね、迷子になるというハプニングもありましたが、所員の一致団結により、見事に乗り切りました（笑）。

事務所に、写真集も置いてありますので、お近くにお越しの際には、是非、写真集もご覧下さい。

弁護士 宋 惠燕



建設アスベスト訴訟、大逆転勝訴

弁護士になって4年間、取り組み続けていた建設アスベスト訴訟の1陣高裁判決、2陣高裁判決ともに、国及び建材メーカーに勝訴することができました。それぞれ上告、控訴されてしまいましたが、かつて全面敗訴判決を受けた横浜地裁で勝利するとともに東京高裁で大逆転判決を得ることができ、非常に嬉しく思っています。

各判決では、国に対しては、アスベスト建材の危険性を認識しながら規制権限の行使を怠ったとしての責任が、アスベスト建材メーカーに対しては、危険なアスベスト建材を製造販売し続け、作業員への適切な警告表示を行わなかったこと等の責任が認められました。国に関して一人親方や零細事業主が救済対象とされなかったこと、責任を認められなかった建材メーカーが多く残されたことなど課題も多いですが、国及び建材メーカーの問題点に着目して、少しでも救済の範囲を広げようとする裁判官の意図も感じることができる判決だと思います。

しかし、この勝利判決を一番直接受け取りたかったのは、事務所の先輩で、2014年に急逝した阪田勝彦弁護士だと思っています。私をこの弁護団に誘い入れてくれたのも、現在弁護団事務局として中心的に取り組んでいるのも、この裁判の事務局長として闘い続けた阪田弁護士がいたからです。私が弁護士1年目のときに阪田団員が中心になって検討した主張や作成した書面がこの判決に生きていることは、本当に嬉しいことである反面、阪田弁護士にこの判決を直接見せてあげたかったなあとも残念に思います。高裁判決勝利の旗出しのときには思わず涙がこみ上げてきてしまいましたが、判決報告の勝ち関でも天国の阪田弁護士に胸を張って報告をさせていただきました。

ですが、裁判をしなくても等しく救済がなされるような救済制度創設が私たちの目標ですから、彼なら「まだまだ、これから」ときつと思うので、まだまだ頑張らなければいけません。完全な救済制度を勝ち取って、堂々と自慢をする予定です。

弁護士 永田 亮





八十才を越えた母が、「クルーズに行くのが夢なの！」と言うので、その夢を叶えるべく、昨年夏6日間のクルーズに行ってきました。私にとっても初めての船旅でした。

神戸港を出発し、翌日は高知、それから関門橋をくぐり、釜山、長崎を経由して横浜港に入港というルート。寄港先での食事やお買い物も満喫しましたし、船の中のイベントも盛りだくさんで、あつという間の6日間でした。

船酔いを心配していましたが、全く揺れを感じず、まさに動くホテルでした。寝ている間に目的地まで運んでくれて、おまけに大きい荷物を運ぶ大変さありません。船旅は癖になると聞いていましたが、納得です。

次は私が、「もう一度クルーズに行くのが夢なの」と言ってみようかな。誰が叶えてくれるでしょうか？

(事務局：丸岡)



ランニングを始めました。昨年11月中頃から寒くなり、最初に「走るために外に出るのがつらいなあ…」と毎回毎回思っていますが、いざ外に出て走り出すと、あんなに寒いのがイヤだったのに、寒さがむしろすがすがしく感じられます。不思議ですね。

川沿いを走っているのですが、広場の一部で野球をしたり、楽器を演奏したり犬の散歩をしたり、絵を描いたりなど様々な事を老若男女、十人十色で楽しんでいるのがわかります。「自由っていいなあ」とのびのび感じます。

運動不足解消から始めたランニングですが、ストレス解消にもなりそうなので、週に1回ですが長く続けていくつもりです。

今年は、ランニングだけではなく様々な事を「継続」していける年にしたいと思います。本年も何卒、よろしくお願い申し上げます。

(事務局：松本)

※ JR南武線
武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、綱島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所（動物救命救急センターの前）の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサビックス（学習塾）の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。

本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいませようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月に武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>